

平成28年(2016年)熊本地震に対する義援金について(中間報告)

本年(2016年)4月に発生した熊本地震による大規模災害に対する義援金につきましては、発生後から6月30日までの間、当事務所が直接受け付けた義援金、及び、当地北マリアナ日本人会の積極的な活動によって集められた義援金の合計 US17,000ドル余りを7月5日付けで日本政府宛に送金しましたので、ここに報告します。

熊本地方と被災された方々の早期復興を祈りつつ、当地での義援金活動に関わられた全ての皆様のご誠意とご協力に感謝致します。

有り難うございました。

なお、日本赤十字社宛の海外からの義援金の受付けについては6月15日をもって終了し、これに伴い、在サイパン領事事務所における日本赤十字社宛の義援金の受付についても、6月30日をもって終了しましたが、日本赤十字社の日本国内での義援金受付は、平成29年3月31日まで延長されておりますし、当事務所における日本政府宛て義援金は受け付けておりますので、併せてお知らせします。